

27 水サ第 823 号
平成 27 年 7 月 21 日

岡崎市指定給水装置工事事業者 様

岡崎市上下水道局
サービス課長

メーターボックス内に設置するプレートの変更について（通知）

日頃から、水道行政に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、給水装置の新設や改造工事の際にメーターボックス内にネームプレート（7cm×3cm 程度）を設置していただいておりますが、お客様サービスの向上と迅速な給水装置の情報取得を目的として、平成 27 年 10 月 1 日より下記のとおりメーターボックス蓋の裏側に新規格のプレートを設置することといたしました。

事業者の皆様におかれましては、本通知文及び別紙「プレート仕様書」をよくご理解いただき、業務に支障をきたさないようお願い申し上げます。

記

1 施行日

平成 27 年 10 月 1 日

（平成 27 年 10 月 1 日以降の申請から施行）

2 施行内容

- （1）給水装置の新設及びメーターボックスの取替えを伴う改造工事の際には、プレート付メーターボックスを設置する。
- （2）メーターボックスの取替えを伴わない改造工事の際でも、プレートが設置できるメーターボックスの場合はプレートを設置する。
- （3）プレートが設置できない場合及び铸铁蓋を使用した樹脂製メーターボックスを設置する場合は、今までどおりネームプレートを設置する。
- （4）铸铁製メーターボックスについて、平成 28 年 3 月末日までは現在のメーターボックスも使用可能とし、その際にはネームプレートを設置する。
- （5）上下水道局発注工事についても、配水管布設替工事など給水装置の一部を布設替える工事ではプレート設置を計上するため、設計内容をよく確認し疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

3 プレート規格及び表記内容

別紙「プレート仕様書」を参照

（担当：上下水道局サービス課 給水装置班 電話 23—6339）